

上海インフレーション會計の 實相と合理化の焦點

片野 一郎

現時上海インフレーションの渦中における日本人企業の會計には、理論的角度からも實踐的角度からも、極めて重要な幾多の問題を藏してゐる。儲備券價値の激落に伴ふ名目利益の膨脹と經營維持の困難、假裝利益に對する課税問題、物價急騰下における現地會社經理統制要綱に基く配當

制限と社員給與制限問題、新舊法幣制度切替に伴ふ評價替問題、日支固定爲替の計理換算率としての資格性問題等いづれも現地インフレーションによつて強く表面に浮んできた一聯の複雑した難問題である。日本人企業の會計に現れたこれら各種の難問題は、詮じつめれば、日本戦時統制經濟の要請と中國自由經濟インフレーションの現實とに挾ま

れた日本人企業の赤裸々な姿の反映にほかならない。これを理論的に解決することを困難にしてゐる根本原因は、上海の日本人企業が内地統制經濟と中國自由經濟といふ二つの異質經濟圏の兩域にその双脚を跨げてゐるところに求められる。

問題の核心をなしてゐるところを會計理論の上から卒直に指摘するならば、それは次の二つの點に在る。その一つは、現地儲備券會計上の計算單位たる儲備券のもつ計算尺度性かなりひどい程度に破壊されてしまつてゐるといふ點であり、他の一つは、日支爲替率が一〇〇元對一八圓に固定されてゐる結果、尺度の破壊されたままで計算された儲備券會計を内地圓會計に同質化するべき換算規準が缺如してゐるといふ點である。この二つは實は同じ盾の表と裏

の關係であるが、現地日本人企業の會計における各種問題の底流をなしてゐるのである。

上海の日本人企業は現地法人として存立するものと内地法人の支店として存立するものとあるが、更に、資本形態から圓資本のものと儲備券資本のものに大別される。現地法人企業の大部分及び支店企業は圓資本であり、その他の現地法人企業は儲備券資本である。資本形態のいづれであるとを問はず、現地における會計計算は儲備券建てで行はれる。従つて、インフレーションに起因する儲備券の計算尺度性喪失から受ける影響については圓資本企業も儲備券資本企業も同じことである。儲備券會計を圓に換算する問題は直接には圓資本獨立企業及び支店企業について生ずる問題であるが、儲備券資本企業についても利益の内地送金及び内地國債の消化について同様に發生する會計上の重要問題たるを失はない。

上海における企業の會計記録は、日支双方ともに、新法幣たる儲備券による通貨統一工作のほど完了した昭和十七年六月初めに従來の舊法幣建から儲備券建へ切替へられた。この新券建切替は、國民政府公布の舊法幣回收整理辨

法及び安定物價臨時辦法に基き舊法幣二對儲備券一の割合によることを原則としたのであつたが、事實は必ずしも之に従はなかつた。のみならず、當時既に舊法幣物價は著しい騰貴を來してをり（同年五月の舊法幣建上海卸賣物價指數は昭和十一年平均を基準にして三六三七%を示してゐる）、新券建切替そのものについて理論上計算尺度の同質化問題が伏在してゐたため切替の結果については幾つかの重要な矛盾を孕んでゐるのであるが、この點は茲には觸れず、儲備券建に切替へられてから以降現在に及ぶインフレーション發展過程において日本人企業の會計がどんな實情にあつたかを一渉り眺めてみよう。

二

由來、上海における日本人企業の會計にみられる著しい特色は資本蓄積としての積立金政策が極めて濃厚にとられてゐるところにある。その蓄積度合は日本内地企業のそれにくらべて遙かに大きい。かゝる積立金政策は、上海が會て投機的自由市場の代表であつた時代から大東亞戰爭勃發以降有力な兵站基地の一環としてその性格を變へてきてゐる。

る時代にあつても恒に一貫してみられるところであり、而かも大東亞戰爭勃發以降の積立金設定度合は爾前にくらべてはるかに累進的になつてきてゐる。だが、この積立金のもつ會計學的性格は大東亞戰爭勃發以前と爾後とは全く異つてきてゐることを見通してはならない。大東亞戰爭勃發以前にみられた積立金は、謂はゞ、植民地的企業危険に對する資本の弾力性を培ふべき資本蓄積の性格をもつものであつたが、上海の物價が十七年夏頃より本格的インフレーションの段階に入つて來てからこのかた、それは大部分がインフレーション下の資本維持の支柱としての資本價値修正項目へ意味轉換してきてゐるのである。この事實は現地の少數の人々の間には既に鋭く感得してゐる向もあるが一般にはなほ明瞭に意識せられず、之を以て依然資本蓄積の意味に解してゐる如くである。この點に關し、中國側株式會社企業の殆ど全部が大東亞戰爭勃發以降固定資産の評價替に基礎をおく公稱資本金の驚くべき増額を連續的に行ってきてゐることは、たとへかゝる大増資の直接目的が株式投機にあるとはいへ、日本人企業と對照して著しく目立つ點である。而かも、固定資産の増價を増資の必然的理由

として法律が認めたことは（昭和十八年十二月國民政府實業部公布「公司増資登記制限暫行辦法」）中國人のインフレーション會計觀の一端を窺ふ上に注目すべき事實である。

日本人企業の積立金は考課狀面に明示された公示積立金も巨額にのぼつてゐるが、從來その主體をなしてゐたのはむしろ祕密積立金であつた。そしてこの祕密積立金政策は最近までのインフレーション進行期に於て、企業經營上重要な財務對策として物價の昂騰するに従ひ一般に之が益々強化されて行つた。最近の決算報告書に現はれてゐる諸數字は、様々な方法に訴へて行はれた祕密積立金設定操作のために、企業財政の眞實とはおよそ縁遠い表現をなしてゐると言つても過言ではなからう。

インフレーションの進むにつれて祕密積立金操作が一層強化されて行つた事情には二つの理由が窺はれる。一つはいふまでもなく急騰する賣價と名目的原價との著しい開きから損益計算上當然に生ずる巨額な期間純益をできるだけ少からしむる方法としてであり、他の一つは、一般物價の急騰に伴ふ經營諸資材の再買價格の高騰に備へて經營維持

資金を留保することを目的としてである。一般に、インフレーション進行期において企業の当事者が経営上最も矛盾を感じるのは、巨額の利益の計上せられる反面経営生産力を維持することが次第に困難になつてくる點である。物價高騰に基く利益の膨脹はいきほひ利益の企業外流出を増大せしめ勝ちであり、一方、経営遂行諸資材は價格騰貴による入手難よりもむしろ物資の出廻量そのものの一般的減衰から次第に補充困難に陥る。特に戦時インフレーションに於ては、戦争遂行に伴ふ通貨の膨脹と巨大な物資消耗に基いて一般に経営生産力の低下を招來することは避け難い傾向である。上海インフレーションに於ては、大東亞戦争勃發當時租界内に蓄積せられてゐた膨大な物資を對象としたる經營維持政策と内地企業の統制利潤に比して著しく均衡を缺いた過大利益の發生防止策との二つの意圖をもつて、様々な方法による秘密積立金設定の工夫がなされた。

かくの如き意味と内容をもつところの秘密積立金は、上海の企業當事者の意識に於ては一般に資本蓄積を意味してゐたのであるが、會計理論の見地からいへば、實はインフレーション下の經營維持と假裝利益排除の恣意的且つ不完

全なる手段であるといへる。現地企業當事者が自らの企業の經營を維持するの意圖をもつて秘密積立金政策に訴へたことは明らかであるが、之を以て假裝利益の排除手段なりとは決して解してゐない。況や、名目的損益計算による巨額の利益が儲備券のもつ計算尺度の漸減的縮小に起因するなどとは、之まで毛頭考へてはゐなかつたし、現在でもなほそうである。

三

だが、利益の過小表示と經營維持資金の留保を目的とする秘密積立金政策は、インフレーションの進行するにつれ最近ようやく行詰りつゝある如くである。即ち一般に原材料その他の經營資材を補充することの困難が加はるにつれ經營の操業はいちぢるしく低下せざるを得なくなつてきた事情からして（總ての業種についてそうであるとはいへない迄も）、評價操作により名目利益を削減し得る範圍が非常に狭くなつてきたからである。

試みに、現地獨立法人たる儲備券建資本の一製造工業會社の公表資料によつてこの間の事情を窺へば、昭和十一年

一〇〇%の操業の下に同年下期の拂込資本利益率一割四分、自己資本利益率一割であるのに對し、十八年度は二二・九%の平均操業に於て下期の拂込資本利益率五五割、

自己資本利益率三割七分となつてゐる。(名目的効率計算による經濟性測定が既に全く無意義となつてゐる事實を思ふべきである。)もちろん、十八年下期の公示利益額は可及的祕密積立金操作を施した後のものと想像されるが、而かもなほ、基準年度に比べて操業二割臺に低下しながら、拂込資本利益率は三五倍に上昇してゐる。

かくして、經營維持資金の準備を目的とする祕密積立金は既に大部分その意義を喪失すると共に祕密積立金設定操作の餘地も乏しくなり、インフレーションに基く巨額の名目利益はいやでも表面化せざるを得なくなりつゝあるといへよう。十九年に入つて以降の物價の惡性的昂騰はこの傾向を更に拍車しつゝあると想像される。右の事情は、程度の差こそあれ、今や上海諸企業に共通してみられる一般的方向である。

だが、物價の激騰から生ずる不均衡に巨額な利益がやがて利益處分による資金の外部流出を膨脹せしめるのは自然

の順序である。もしそれが異常に膨脹するに於ては人は當然に利益流出と資本維持との關聯について思ひを致さざるを得なくなるであらう。

利益流出の主たる源泉はいふまでもなく配當、賞與及び課税である。日本人企業の配當及び賞與については、現地法人企業は十八年十一月より現地會社經理統制要綱により支店企業は内地本社との合併利益に對して夙に内地會社經理統制令により、それぞれ制限が加へられてゐるから、この點からする利益流出の膨脹をみることは一應ないといへる。現地經理統制による配當制限は拂込資本に對し最高年一割におかれてゐる。だが、物價が躍進的に昂騰する事情の下にあつて株主所得を固定化したことが、やがて現地在住株主の間から之が改正要望の聲を聽くに至ることは必定であらう(要綱の統制外にある勞賃については、生計費指數を規準として毎月改訂することが既に日本人企業の間で一般化しつゝあり、また社員給與については要綱實施後増額許可の申請が頻出してゐる)。

利益流出の源泉としての課税については、日本人企業は從來負擔せる民團所得税のほか、課税權の國民政府側へ

の全面的移譲に基いて、十九年四月から新たに中國稅法による所得稅の賦課を受けることになつた。だが、戰時高利潤に對する高率課稅はいづれの國に於ても戰時財政上の常識であり、上海インフレーション經濟について之がやがて表面化してくるかどうか、表面化するとすればどの程度の課稅が行はれるかはインフレーション會計研究上關心のめたる一點である。

第一次世界大戰後における獨逸のマルクインフレーションに際して會計計算合理化の端緒をなしたものは、名目高率利益に對する高率課稅と企業の資本維持との矛盾であつた。上海インフレーションにあつても、既に一部支店企業については、内地本社との合併利益に對して内地の臨時利得稅法による高率課稅が行はれる結果支店企業の資本維持に絡んで獨逸の場合と一脈相通する問題を誘起しつつある。

だが、我々の直接關心をよせるところは課稅問題そのものにあるのではない。指摘したいことは、上海インフレーションの現勢にあつては、儲備券會計の面に於て名目的損益計算による企業純益に少からぬ假裝利益が含まれるこ

と、從つて名目利益の企業外流出が、配當の形であれ課稅の形であれ、もし假裝利益部分にまで及ぶ時はこの部分に相當する資本蠶食が行はれることである。このことが企業經營者の意識にのぼつてくるのは、利益金處分による高率支出が何よりも經營維持資金の著しい缺乏に結果する場合であらう。筆者は日本人企業の經營者が經營維持資金の留保を資産の過小表示による祕密積立金設定の方法に訴へ、その一手段として資産の費消額を時價を以て費用に計上したる事例を幾つか實見した。だが、戰時インフレーションの急進につれ一般經營諸資材の確保困難の加重されたことと諸價格の激騰したことは、資産の過小評價による祕密積立金設定の餘地を著しく狭めてきた。かくて、名目資本額に比して不均合に膨脹した名目利益が既に表面化して來てゐることは前掲に實證した如くである。利益に對する高率課稅に直面するまでもなく、人はこの事態に接して會計計算の合理性につき疑念を抱かざるを得ないはずである。

四

日本人企業の經營者が進行する儲備券インフレーション

の渦中にあつて、傳統的會計の不合理性を意識しなかつた理由或は意識しながらも之が合理化に對する要望の聲をこれまでこの人々から聽かなかつた主なる理由は、惟ふに、圓元換算率としての一八圓固定爲替の嚴存してゐることと一部支店企業を除いては、これまで資本維持の危殆を切實に感ずる程度にまで利益の外部流出を誘起する事情が發生しなかつたことにある。

儲備券地域と所謂圓地域との間の資金の交流は嚴重な許可制の下に金額の制限を付せられてはゐるが、ともかく、一〇〇元對一八圓の固定換算率を以て企業利益が、部分的にもせよ、内地送金を許され或は利益による内地國債の消化が行はれ或は時に手持品の政府買上代金に對して同様に内地國債で支拂はれたといふ事實は、人をして儲備券物價の高騰に基く巨大利益はどこまでも眞正利益であることを觀念せしめてきた。むしろ、有態にいへば、現地と内地との物價差が一八圓爲替率よりもはるかに開きのある事實に徴して、利益による國債購入或は政府納入商品代金に對する國債受取部分につき更に實質的利得を加重したとするのが偽らぬ實感であつたであらう。だが、かような名目的計

算の奥に潜む真相を究めてみれば、どうかすると、一部企業については帳簿上の名目利益とは逆に事實は缺損を生じながら假裝利益を以てする國債消化によつて資本維持を支へられてゐる如き事例がないとは保證しがたい。

一八圓爲替が資本維持の支柱をなし時には進んで企業に利益を獲得せしめる場合は、儲備券計算における名目利益を單にこの率によつて圓に換算しただけでは實現しない。儲備券資金が内地國債に變り或は圓預金に變つた部分について實現するものなることは注意を要する點である。

更に、日本人企業の資本維持を強力に助成するものとして注目すべきは現地會社經理統制要綱の規定である。本要綱による經理統制は資本金十萬圓以上の現地法人のみに適用せられ、之が實施の主旨は内地の會社經理統制令の企圖するところを現地に於ても實現せんとする點にあるのはいふ迄もないが、その統制内容に關しては、現地の特殊事情に鑑みて、幾分簡易化されてゐる（内地に本社を有する支店企業は内地の會社經理統制令の規定に従ふが、たゞ職員手當及び機密費等の經費に關しては現地法人との均衡保持を計つた規定が別に設けられてゐる）。

この經理統制の直接の狙ひが、何よりも、利益分配の抑制による國債消化促進にあることは要綱冒頭の辭句に徴して明かである。本要綱の規定中特に資本維持の視角から注目を要するのは前にもふれた配當制限にかゝる規定である。内地會社經理統制令における配當限界は自己資本の年八分におかれてゐるが、本要綱では拂込資本の年一割に置いてゐる。これは、現地會社が傳統的な積立金政策により拂込資本に對して不均衡に巨額の積立金を計上してゐるので、配當率を自己資本に對して定めれば不當な高率にならぬ場合でも之を拂込資本配當率に直せば非常な多額になるからである。むろん、役員賞與に關しても同じく拂込資本金を基準とした特定率が規定されてゐる。

右に要記した利益金分配制限の規定を現下の累進的物價高騰の趨勢と睨み合せて考へるとき、現地法人企業の名目利益の大部分は積立金の名に於て企業に留保され、この積立金はインフレーションの進行に應じて雪達磨の轉がる如くに膨脹し、拂込資本とはおよそ均衡のとれぬ累積額を示すに至るであらう。それはまさしく名目的會計によるインフレーション資本維持の典型的形態である。もしそれ、毎

期の利益處分によるかゝる積立金の成設が同時に十八圓爲替率による多額の内地國債の消化を伴ふ場合には、國債消化部分について生ずる企業の利得は、名目的會計上秘密積立金を形成して資本維持を更に濃化し或は資本維持を超えて資本餘剰を生ぜしめるであらう。

五

上海インフレーション會計は資本維持の角度からのみ取扱はるべきものではない。これを資本維持の視角のみから取扱ふのであれば、現行の現地會社經理統制要綱の運用に基く積立金政策を強力に推進することによつて問題は或程度解決される。この場合、企業自體に於ても自己資本購買力維持の目的からするならば、自己資本が現地の一般物價指數の高騰率に相當する額に積立金設定の限界をおき、また經營維持の目的からするならば、經營を構成する各種物的財貨の價格を指數作製資料としたる經營特殊物價指數の高騰率に自己資本が相當するところに積立金設定の限界をおけば、更に一步合理化されるであらう。(後者に關聯し所謂財貨資本維持説として知られる計算思考は、戦時イン

フレーションが相當進行して物資減衰に基く經營資材再獲得の困難性が一般化してくる場合に於ては、所詮、現實を遊離した架空論に終るであらう。それは、精々、インフレーションの出發時點における企業の貨幣資産と貨幣負債の均衡的構成を前提とし、爾後實體資産の維持に相應し得べき自己資本購買力維持を可能ならしむる如き計算方法であるといふに止まる。もし、積立金政策を以てこの二つの目的を同時に遂行せんとするのであれば、一般物價指數と經營特殊物價指數とを比べていづれが高い方に積立金設定の規準を求めればよい。むろん、その裏面に資産の評価方法が重要な意義をもつが、兎も角、資本維持の面だけに限定して問題を處置するのであれば、普通の名目的會計を土臺にした積立金政策による財務操作を以てしても或程度の解決はできよう。

だが、課税問題からすれば眞正利益確定の要請からして損益計算合理化の問題が表面に浮び出てくる。一部支店企業について現實化しつゝあるこの問題にしても、正面から會計合理化の問題にふれず、恰度、現地支店企業の職員給與に對する内地經理統制令の束縛が現地の物價急騰事情

に副はなくなつてゐるのに對して之を緩和する特別規定を設けたと同様な行き方で、現地法人の稅負擔に準據して手心を加へるような政治的措置が或はとられるやも圖り難い。更に、全般的に現地日本人企業が中國稅法による高率利益課稅の刺戟に基いて假裝利益排除のための合理的損益計算を自ら必要とする程の事態が発生するかどうかはかなり疑問である。蓋し、現地中國人企業が單なる固定資産の増價に基いて増資を許されてゐる事實は、現下の企業利益の膨脹を以て高率利潤とする考へ方を事前に中和し、企業の超過所得に對する高率課稅を刺戟する餘地を殆ど残さぬであらうからである。しかし、高率利益課稅から生ずる損益計算合理化の刺戟が假に消滅し或は發生しないとしてもだからといつて、事態の本質は些かも變りはしない。

更に、現時のインフレーションの下においては、現地軍需品工場における調辨價格算定のための原價計算も企業の資本維持との關聯に於て殆どその意義を喪ひつゝある。之に對しては實物官給或は損失補償の手に訴へることも一つの解決策ではある。

上海インフレーション會計の諸問題は、このように、各

個目標を目指す各個擊破の形で處置することもできよう。

だが、それだけでは所詮政治的局部的措置の範圍を出でず依然として問題の核心にはふれて來ない。根本問題は、現地日本人企業と内地企業との計理交流は如何にして矛盾なく同質化し得るか、是である。

およそ、貨幣計算による經濟計算は計算單位としての貨幣の尺度性比較性が保持されてこそはじめて合理的に遂行されうる。企業會計における貨幣計算は茲にその本義がある。計算尺度としての貨幣の同質性は貨幣會計成立の根本義である。

いま、不換紙幣を通貨とする甲乙二つの異なる貨幣地域にインフレーションが進行しつつある場合に、インフレーション會計合理化の本義を貨幣計算の尺度同質化といふ視點におく時、我々の直ちに當面する三つの問題がある。第一は甲貨幣地域における計算尺度同質化の問題であり、第二は乙貨幣地域における計算尺度同質化問題であり、第三は甲乙兩地域における各々の計算を換算によつて同質化すべき計理爲替率の問題である。かゝる場合に貨幣會計における尺度同質化の據るべき規準を求めれば、それは、甲

乙兩地域における各通貨の國內一般購買力の指標たるべき一般物價指數を採るのが最も妥當であらう。而して、甲乙兩貨幣地域における各々の尺度同質化計算及び兩地域計算の交流關係を原理化すれば次の如くである。

(1) 基準時點を同じくし、構成品目を同じくし、算式を同じくしたる一般物價指數を甲乙兩貨幣地域につき作製する。

(2) 兩貨幣地域の名目的會計數値をそれぞれの一般物價指數を以て同質尺度の數値に修正する。

(3) 兩貨幣地域間の計理交流は兩地域における右の一般物價指數の比を計理爲替率として換算する。

この場合の一般物價指數が具備すべき會計學的要件は、同一貨幣地域における各種企業に共通に使用し得る能力——貨幣數値の相互比較能力——を有することであり、理念的には、謂はゞ貨幣の國民經濟的價值尺度たり得べき物價指數を以てその理想型とする。少くとも内外兩地の平時の計理換算率たりし自由爲替相場に直接連繫する貿易品物價指數であつてはならぬこと勿論である。

翻つて、上海日本人企業の會計の現實に右の如き物價指

數に基く計算尺度同質化の理法、筆者の所謂貨幣價值修正會計の在り方をそのまゝにあてはめることは果して妥當であらうか。上海日本人企業の會計は儲備券計算の面に於て中國インフレーションの影響下にあり、圓計算の面に於て日本統制經濟の規制の下にある。兩つの異質經濟の接觸する現實面は十八圓固定爲替率にある。日本内地經濟において通貨の膨脹と物價の動搖とを強力に切斷しつゝある動向は、内地圓會計における計算尺度の不變たることの強制規定として享け容れなければならない。(内地圓會計における計算尺度不變のこの強制規定を嚴密に分析するとき、戰爭經濟運営の國家的計畫化そのものに淵由するところの價格分裂現象のうちに、貨幣計算尺度の多元性といふ容易ならぬ問題の潜んでゐることを思はしめるものがある。だが、貨幣計算尺度の多元性は、インフレーションによる貨幣計算尺度の縮減性とは異つた意味において、貨幣會計の比較計算能力にかゝはる重要問題である)。かくして、内地圓會計の地盤は不動であるのに對して儲備券會計の地盤はたえず沈下しつゝあるが、兩地盤の斷層面の途中まで圓地盤から十八圓固定爲替の梯子がおりてゐる、といふのが

内地圓會計と上海儲備券會計の現實相である。沈下をつゞける低地盤から不動の高地盤へ無理なく渡るのに梯子の繼ぎ足しをなし得ぬ現狀にありとすれば、その都度梯子の脚下まで低地盤を引上げなければならぬ。低地盤を梯子まで引上げる計算工作、これが上海インフレーション會計合理化的焦點なのである。

かくて、物價指數に依據する計算合理化の具體的方法是次の如く要約することができる。

(1) 同一品目同一算式によつて算出したる、内地公定價格による圓一般物價指數と上海市場價格による元一般物價指數との比が一八圓對一〇〇元なりし時點を基準として、新たに上海元一般物價指數を作製する。

(2) 修正計算開始時點における儲備券建名目貸借對照表各項目金額に含まるゝ計算尺度の不統一を右物價指數を規準として基點價值に修正統一する。(基點價值開始殘高表)

(3) 當該會計年度中各月月次取引高を各項目ごとに當月月次指數に據つて基點價值に修正する。(基點價值各月取引集計表)

(4) 基點價值開始殘高表と基點價值各月取引集計表とを合算したる基點價值決算前試算表に基き決算を遂行する。(基點價值期末決算表)

(5) 期末元貸借対照表及び損益計算書は基點價值の尺度によつて作製せらるるも、貨幣資産及び負債は、现实生活の法的要請に基き、名目額を以て計上する。故に、貨幣資産については名目額と基點價值額との差額を以て元價值變動益が、また、貨幣負債については同じく元價值變動損が更に追加計上される。(期末元貸借対照表を基點價值尺度に於て作製するのは圓換算上十八圓計理爲替率を適用する必要からである。圓表示の必要なき儲備券資本の企業にあつては、基點價值尺度によらず、期末價值尺度による方が實際的である。この場合には、貨幣諸項目を名目額を以て表示するこ

とにより、貨幣資産につき元價值變動損が、また、貨幣負債について元價值變動益が計上される)

(6) 基點價值尺度による期末元貸借対照表損益計算書の圓換算は一〇〇元對一八圓の計理爲替率を以てする。元貸借対照表における元價值變動損益は圓貸借対照表においては圓元換算未實現損益として計上する。

(7) 内地送金をなしましたは内地國債を購入したる部分については圓元換算未實現損益が圓元交換實現損益に變はる。

追記——本文は何ら政治的意圖を以て執筆したものでないことを特に附言しておく。なほ、上海インフレーション會計の實證的研究については差支へのない時機に別著を以て報告する。
(昭一九・九・二〇)